

「山梨県食の安全・安心推進条例」が制定されました

県では、安全に安心して消費できる食品等の生産・供給の拡大を通じ、健康で安心できる真に豊かな県民生活の実現に寄与するため、「山梨県食の安全・安心推進条例」を制定し、平成24年4月1日から施行しました。

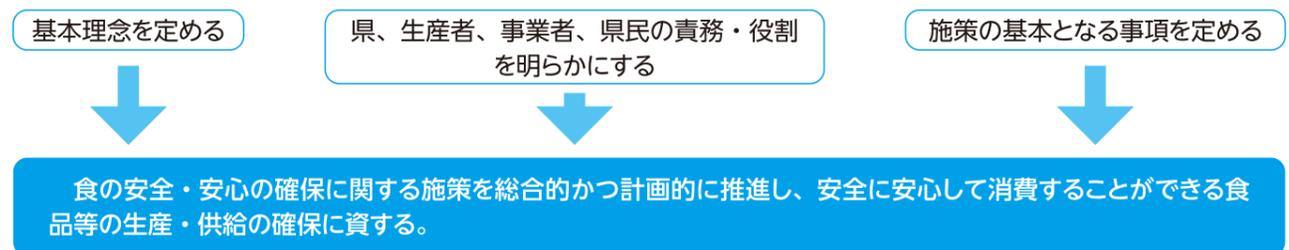
制定の趣旨（前文）

食は、人の生命の源であり、その安全性と信頼性が確保されることは、私たちが健康で安心して暮らしていくために極めて重要なことです。

近年、食品の安全性を脅かし、その信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められています。

本県は、全国屈指の果樹王国として、また、我が国におけるワインの主産地として広く知られており、本県の風土が擁する清らかな水や空気、恵まれた自然環境を活かした様々な農林水産物やそれらを主な原材料とした加工食品、ほうとうや煮貝などの郷土食・食文化は県民全ての誇りであり、本県のブランドイメージの重要な構成要素となっています。それらを守り、育て、次の世代に継承していくためにも、県産食品の安全・安心の確保は不可欠となっています。

目的（第1条）



基本理念（第3条）

食の安全・安心の確保に関し、5つの基本理念を定めています。

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が行われること
- 2 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において必要な措置が適切に行われること
- 3 科学的知見に基づいて必要な措置が行われることによって、県民の健康への悪影響の未然防止が図られること
- 4 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮すること
- 5 県、生産者、事業者、県民が、それぞれの責務・役割を認識し、相互理解を深め、連携協力を図ること

関係者の責務・役割（第4条～第6条）

食の安全・安心の確保に関し、県、生産者、事業者、県民の責務・役割を明らかにしています。

県の責務	●食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定・実施すること
生産者・事業者の責務	●食品等の安全性の確保に関する第一義的責任を認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、必要な措置を適切に行うこと ●使用人・従業者が食の安全・安心の確保に関する知識・理解を深めることができるよう特に配慮すること ●県民の健康に悪影響が生じたり、生じるおそれがある場合、速やかにその原因を究明し、その拡大・発生の防止のために必要な措置を迅速かつ確実に行うこと ●事業活動に係る食品等・生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めること ●県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力すること
県民の役割	●食の安全・安心の確保に関する知識・理解を深め、必要な情報の収集に努めること ●食品等の取扱いに起因して健康に悪影響を及ぼすことのないよう努めること ●県の施策について意見を表明するように努める等、積極的な役割を果たすこと

推進計画（第7条・第8条）

「山梨県食の安全・安心推進計画」（仮称）を策定し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、毎年度、計画の実施状況を山梨県食の安全・安心審議会に報告し、これを公表します。

施策の提案（第9条）

県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定・改廃についての提案があったときは、提案内容について検討し、提案いただいた方に検討結果をお知らせするとともに、その内容を公表します。

※詳しくは県のホームページ（検索ワード：山梨県/食の安全・安心/施策の提案）を御覧ください。

食の安全・安心の確保に関する基本的施策（第10条～第25条）

次の4つの項目を柱として食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めています。

1 食の安全・安心を推進するための体制整備	●危機管理体制の整備等(第10条) ●実践的・専門的な知識を有する人材の育成(第11条) ●国や他の地方公共団体との連携等(第12条) ●関係者との連携・協働(第13条)
2 生産から販売に至る食品の安全性の確保	●監視の的確な実施・指導や検査の充実(第14条) ●調査研究の推進(第15条) ●生産者の自主的な取組の促進(第16条) ▶生産工程管理(GAP)の手法の普及 ▶環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式の研究開発 等 ●事業者の自主的な取組の促進(第17条) ▶食品衛生に関する最新の知識の普及 ▶高度な衛生管理の方法(HACCP)の導入に対する支援 等
3 食品に関する正確な情報の提供	●情報の記録・保存(第18条) ●情報の収集・提供(第19条) ●適正な食品表示の確保(第20条) ●原産地に関する情報の提供の充実(第21条)* ▶別に知事が定めるところにより、販売事業者は都道府県名等による詳細な原産地情報の提供に努める
4 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築	●関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築(第22条) ●食の安全・安心推進月間(第23条) ●認証制度の普及(第24条) ●食育・地産地消の推進(第25条)

*第21条は、平成25年4月1日から施行

健康への悪影響の未然防止（第26条～第30条）

食の安全・安心の確保に関する実効規定を定めています。

1 出荷の制限（第26条）*	食品衛生法第11条第2項・第3項の規定により販売等が禁止された食品(下記)に該当する農林水産物の出荷が制限されます。 ▶食品衛生法第11条第1項の規定により定められた規格基準(食品中の放射性物質、カドミウム(米)、シアン化合物(豆類)の含有量)に適合しない食品 ▶食品中に残留する農薬、動物用医薬品、飼料添加物が、残留基準や人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えて残留する食品
2 自主回収の報告（第27条）*	事業者が食品等(原材料としての農林水産物を除く)の自主的な回収を行った場合、県に報告することを義務づけ、その内容をインターネット等により公表します。
3 危害情報の申出（第28条）	食品等による危害情報が県に寄せられた場合、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を行います。
4 立入検査等（第29条）*	県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要がある場合、県は、生産者、事業者、関係者に報告を求めたり、立入検査を行うことができます。
5 措置勧告（第30条）*	下記に該当する場合、県は、必要な措置を行うよう勧告することができます。また、正当な理由なく勧告に従わない場合、その旨や勧告の内容を公表することができます。 ▶「出荷の制限」の規定に違反して農林水産物を出荷したとき。 ▶「自主回収の報告」をしなかったり、虚偽の報告をしたとき。 ▶「立入検査等」の規定による報告をしなかったり、虚偽の報告をしたとき。 ▶立入検査や物件の提出を拒み、妨げ、忌避したとき。 ▶県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるとき。 ※法令や他の条例に規定する措置を行う場合を除く

*第26条、第27条、第29条、第30条は、平成25年4月1日から施行

山梨県食の安全・安心審議会（第30条～第33条）

推進計画の策定・変更その他食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議するため、消費者、生産者、事業者、学識経験者15名以内の委員からなる「山梨県食の安全・安心審議会」を設置します。

（この条例に関する問合わせ先） 山梨県消費生活安全課 食の安全・食育担当 TEL055-223-1588